

平成17年度予算編成方針

能美市財務規則（平成17年2月1日規則第32号）第7条の規定により、予算編成方針を次のとおり定める。

総務部長

<基本方針>

政府の、「平成17年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によれば、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との方針の下、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において、平成17年度及び18年度に地方団体に対する国庫補助負担金について3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行うとされていることから、投資的経費に係る補助金の減少や教育・社会福祉関係経費の増加が見込まれるところである。また、本市においては、借入金残高が、平成16年度末には254億円（一般会計分）に達する見込みとなっていることから、借入金償還負担の一層の増加により将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念される。

現下の極めて厳しい財政状況の下、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、合併効果を最大限引き出すことと徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務である。

平成17年度の当初予算の編成に当たっては、このような現状を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、人間力の向上・発揮（教育・文化）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応といった新重点4分野等の重要政策課題に適切に対処し、住民福祉の向上に努めるとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け、市民サイドに立った視点で施策を十分に検討した予算要求をされたい。

また、地方自治法第210条の総計予算主義の原則を遵守し、年度途中の補正は、制度改革を伴うもの、災害関係経費等真にやむを得ないものについてのみ留めることとする。